

# 教育に関する事務の管理及び 執行状況の点検・評価報告書

【対象年度：平成29年度】

平成31年1月  
美里町教育委員会

# 目 次

はじめに	1
教育委員会の概要、会議運営等	
1 教育委員会の職務	3
2 教育委員会組織	4
3 教育委員会関連経費	5
4 教育委員会の会議運営状況	6
5 教育相談の実施状況	15
点検・評価	
1 点検・評価の対象と方法	
(1) 点検・評価の対象	16
(2) 点検・評価の方法	17
2 前年度の課題の改善状況	
(1) 教育委員会の点検・評価で明らかになった課題の改善状況	18
(2) 評価委員会から指摘された課題の改善状況	19
3 点検・評価の結果	
(1) 教育委員会の会議運営	21
(2) 教育委員会が管理及び執行する事務	執行状況 25
	法令点検 39
(3) 総合計画を推進するための取組	43
評価委員会からの意見	
1 点検・評価の対象と方法について	
(1) 点検・評価の対象	49
(2) 点検・評価の方法	49
2 点検・評価の結果について	50
まとめ	
1 課題と改善策	
(1) 未解決となっている前年度の課題と解決策	54
(2) 評価委員会から指摘のあった課題と改善策	55
(3) その他、改善すべき課題と改善策	57
2 来年度の点検・評価に向けて	58
資料	
1 関係法令チェックシート (別冊)	

## はじめに

この報告書は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(以下「地教行法」という。)第26条の規定に基づき、教育委員会が毎年度、その権限に属する事務の管理及び執行状況の点検及び評価を行い、公表するものです。

教育委員会の自己点検・自己評価の目的は、合議制の教育委員会が自らの活動のほか、教育長及び教育委員会事務局が執行している教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価を行うことで、町民への説明責任を果たすことにあります。

また、自己点検・自己評価の結果から、今後の取組の改善につなげ、合理的かつ効果的な教育行政の一層の推進につなげていくものであります。

## 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(抄)

### (教育委員会の職務権限)

第21条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

- 1 教育委員会の所管に属する第30条に規定する学校その他の教育機関(以下「学校その他の教育機関」という。)の設置、管理及び廃止に関すること。
- 2 学校その他の教育機関の用に供する財産(以下「教育財産」という。)の管理に関すること。
- 3 教育委員会及び学校その他の教育機関の職員の任免及びその他の人事に関すること。
- 4 学齢生徒及び学齢児童の就学並びに生徒、児童及び幼児の入学、転学及び退学に関すること。
- 5 学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関すること。
- 6 教科書その他の教材の取扱に関すること。
- 7 校舎その他の施設及び設備の整備に関すること。
- 8 校長、教員その他の教育関係職員の研修に関すること。
- 9 校長、教員その他の教育関係職員並びに生徒、児童及び幼児の保健、安全、厚生及び福利に関すること。
- 10 学校その他の教育機関の環境衛生に関すること。
- 11 学校給食に関すること。
- 12 青少年教育、女性教育及び公民館の事業その他社会教育に関すること。
- 13 スポーツに関すること。
- 14 文化財の保護に関すること。
- 15 ユネスコ活動に関すること。
- 16 教育に関する法人に関すること。
- 17 教育に係る調査及び基幹統計その他の統計に関すること。
- 18 所掌事務に係る広報及び所掌事務に係る教育行政に関する相談に関すること。
- 19 前各号に掲げるもののほか、当該地方公共団体の区域内における教育に関する事務に関すること。

### (教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等)

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務(前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務(同条第4項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。))の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

- 2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

## 教育委員会の概要、会議運営等

### 1 教育委員会の職務

教育委員会の職務は、地方自治法（以下「自治法」という。）第180条の8の規定により、学校その他の教育機関を管理し、学校の組織編制、教育課程、教科書その他の教材の取扱い及び教職員の身分取扱いに関する事務を行い、並びに社会教育その他教育、学術及び文化等に関する事務を管理し及びこれを執行します。教育委員会の職務権限の行使は、地教行法第14条の規定により、合議体として教育委員会の決定により行われます。

教育委員会は、教育長及び4人の委員をもって組織します。教育長は、任期が3年で町長が町長の被選挙権を有する人の中から議会の同意を得て任命します。

委員は、定数が4人で、任期は4年です。町長が町長の被選挙権を有する人の中から議会の同意を得て委員を任命します。町長が委員を任命するに当っては、委員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮すること、委員のうちに保護者であるものが含まれるように努めなければならないこと、の2つの要件が規定されています。また、委員定数の過半数の者が同一の政党に所属することになってはならないとされ、一つの政党の影響力が教育行政の運営に及ぼされ、教育行政の中立と安定が失われることがないように配慮されています。

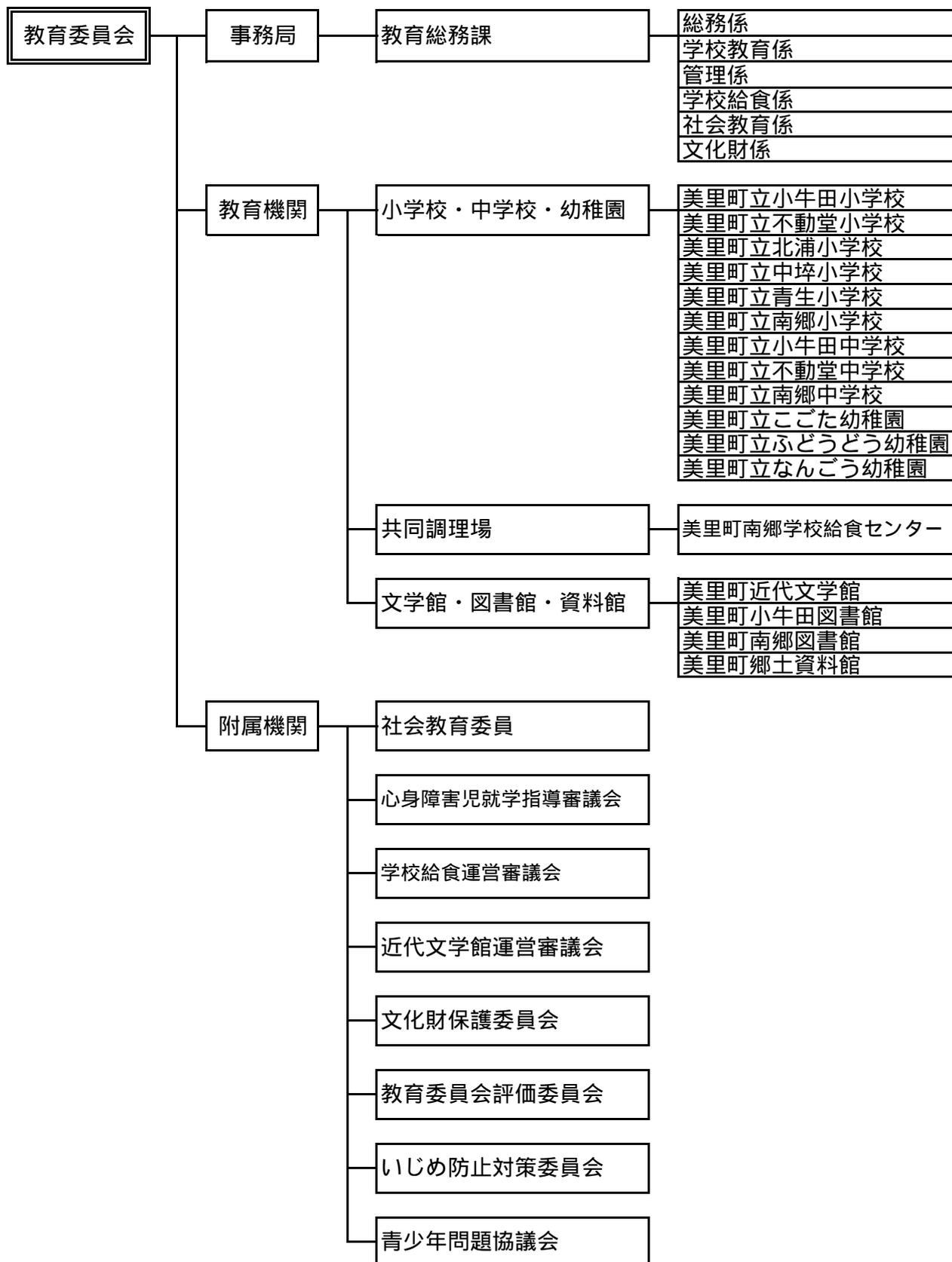
教育委員会は、教育委員会の権限に属するすべての事務をつかさどり、事務処理を行うための事務局の事務を総括し、所属の職員を指揮監督します。

教育長、委員名簿（平成30年2月20日以降）

職	氏名	就任年月日	任期	備考
教育長	大友 義孝	平成30年2月20日	平成33年2月19日	1期
委員	後藤 眞琴	平成30年2月20日	平成34年2月19日	2期
委員	成澤 明子	平成29年2月20日	平成33年2月19日	2期
委員	千葉 菜穂美	平成28年2月20日	平成32年2月19日	2期
委員	留守 広行	平成27年2月20日	平成31年2月19日	1期

## 2 教育委員会組織

平成30年4月1日現在



### 3 教育委員会関連経費

平成29年度 一般会計決算 (歳出10款教育費)

(5項4目の文化会館費、6項1目の保健体育総務費、6項2目の体育施設費は除いています。)

単位:千円

款 項 目	平成29年度 決算額 A	繰越 明許費	事故繰越	平成28年度 決算額 B	前年対比 A-B
10教育費	1,099,261	22,000		1,116,239	-16,978
1教育総務費	208,471	22,000		187,817	20,654
1教育委員会費	3,057			2,826	231
2事務局費	205,414	22,000		184,991	20,423
2小学校費	185,119			211,022	-25,903
1学校管理費	129,121			163,531	-34,410
2教育振興費	55,998			47,491	8,507
3中学校費	102,026			128,236	-26,210
1学校管理費	72,278			97,399	-25,121
2教育振興費	29,748			30,837	-1,089
4幼稚園費	240,433			224,979	15,454
1幼稚園費	240,433			224,979	15,454
5社会教育費	88,297			99,669	-11,372
1社会教育総務費	8,869			12,352	-3,483
2文化財保護費	11,096			18,110	-7,014
3図書館費	68,332			69,207	-875
6保健体育費	274,915			264,516	10,399
3学校給食費	274,915			264,516	10,399
合 計	1,099,261	22,000	0	1,116,239	-16,978

100円以下を端数調整しています。

平成29年度美里町一般会計歳出決算額9,948,356千円に対し、教育委員会が管理する教育費は11.0%です。

#### 4 教育委員会の会議運営状況

種別	年月日	出席 委員	項目	件数	NO	内容	発言 回数	傍聴者
臨時	平成29年4月13日	5	協議	1	1	美里町の学校再編について(継続協議)	125	2
定例	平成29年4月25日	5	報告	4	1	報告第1号 平成28年度生徒指導に関する報告(3月分、まとめ)		0
					2	報告第2号 平成29年度指導主事学校(園)訪問について	2	
					3	報告第3号 区域外就学について		
					4	報告第4号 指定校の変更について		
			協議	5	1	美里町学校再編について(継続協議)		34
					2	美里町学校事務支援室グループリーダーの任命について		
					3	美里町学校評議員の推薦について	3	
					4	平成30年度使用教科用図書(小学校道徳)の採択について	3	
					5	基礎学力向上、いじめ・不登校対策等について(継続協議)	3	
			その他	4	1	小学校運動会の出席者について		6
					2	平成29年5月教育委員会定例会の開催について		
					3	小牛田中学校における器物損傷について	3	
					4	小牛田中学校における不審火について	26	
臨時	平成29年5月9日	5	協議	1	1	美里町の学校再編について(継続協議)	56	0

種別	年月日	出席 委員	項目	件数	NO	内容	発言 回数	傍聴者			
定例	平成29年5月24日	5	報告	6	1	報告第5号 平成29年度生徒指導に関する報告(4月分)		1			
					2	報告第6号 平成28年度美里町学校教育の重点努力事項の点検・評価に関する報告					
					3	報告第7号 平成28年度教育相談に関する報告					
					4	報告第8号 平成28年度学校評議員会に関する報告					
					5	報告第9号 平成29年度学習・生活習慣調査(第1回)に関する報告					
					6	報告第10号 区域外就学について					
			審議	4	1	議案第1号 美里町立学校管理に関する規則の一部を改正する規則について					
					2	議案第2号 美里町学校事務支援室運営規定の一部を改正する規定について					
					3	議案第3号 美里町いじめ防止対策委員会委員の委嘱について	1				
					4	議案第4号 美里町社会教育委員の委嘱について					
			協議		1	小牛田中学校における不審火について	15				
					2	平成29年 美里町議会5月会議(補正予算)について					
					3	平成29年度 美里町の教育について	4				
					4	基礎学力向上、いじめ・不登校対策等について(継続協議)	5				
					5	美里町教育大綱(案)について(継続協議)	10				
					6	美里町の学校再編について(継続協議)					
			その他	2	1	遠田郡中学校総合体育大会の出席者について					
					2	平成29年6月教育委員会定例会の開催日について	2				
			定例	平成29年6月23日	5	報告	5	1	報告第11号 平成29年度美里町議会6月会議について	28	0
								2	報告第12号 美里町学校給食危機管理マニュアルについて	2	
3	報告第13号 平成29年度生徒指導に関する報告(5月分)										
4	報告第14号 区域外就学について										
5	報告第15号 指定校の変更について										
協議	3	1				「平成29年度 美里町の教育」について					
		2				基礎学力向上、いじめ・不登校対策等について(継続協議)					
		3				美里町の学校再編について(継続協議)	26				
その他	2	1				平成29年7月教育委員会臨時会の開催日について	10				
		2				平成29年7月教育委員会定例会の開催日について					

種別	年月日	出席 委員	項目	件数	NO	内容	発言 回数	傍聴者
臨時	平成29年7月6日	5	協議	1	1	平成30年度使用教科用図書の採択について	109	
定例	平成29年7月27日	5	報告	3	1	第16号 平成29年度生徒指導に関する報告(6月分)		0
					2	第17号平成29年度学習・生活習慣調査(第2回)に関する報告		
					3	第18号指定校の変更について		
			審議	5	1	議案第6号平成30年度使用教科書の採択について		
					2	議案第7号美里町私立幼稚園の利用負担額を定める規則の一部を改正する規則について		
					3	議案第8号美里町立幼稚園保育料等減免規則の一部を改正する規則について	3	
					4	議案第9号 美里町立学校等における防犯カメラ装置の管理及び運用に関する規則について		
					5	議案第10号美里町学校給食調理施設運営委員会委員の委嘱について		
			協議	3	1	教育に関する事務の管轄及び執行状況の点検・評価について	7	
					2	基礎学力向上、いじめ・不登校対策等について(継続協議)	20	
					3	美里町の学校再編について(継続協議)	19	
			その他	2	1	中学校運動会の出席者について		
					2	平成29年8月教育委員会定例会の開催日について		
臨時	平成29年8月8日	5	協議	3	1	教育に関する事務の管轄及び執行状況の点検・評価について	21	0
					2	美里町の学校再編について(継続協議)	1	
					3	美里町いじめ防止法等基本方針の概要版の発行について	3	

種別	年月日	出席 委員	項目	件数	NO	内容	発言 回数	傍聴者
定例	平成29年8月23日	5	報告	2	1	報告第19号 平成29年度生徒指導に関する報告(7月分)		0
					2	報告第20号 区域外就学について		
			審議	3	1	議案第10号 美里町近代文学館・南郷図書館運営方針について	14	
					2	議案第11号 美里町小牛田・南郷図書館資料収集方針について	23	
					3	議案第12号 教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価報告書について		
			協議	6	1	平成29年度 美里町議会9月会議について	1	
					2	美里町立学校等における防犯カメラ装置の管理及び運用に関する基準について		
					3	「美里町立中学校運動部部活動指導員の任用等に関する規則」の制定について	3	
					4	美里町いじめ防止等基本方針(ダイジェスト版)について	3	
					5	基礎学力向上、いじめ・不登校対策等について(継続協議)		
					6	美里町の学校再編について(継続協議)		
			その他	4	1	美里町敬老会の出席者について		
					2	遠田郡中学校総合体育大会新人戦の出席者について		
					3	町内幼稚園運動会の出席者について		
					4	平成29年9月教育委員会定例会の開催日について		
			臨時	平成29年9月15日	5	審議	1	1
協議	2	1				美里町の学校再編について(継続協議)	73	
					2	2	請願について	6
定例	平成29年9月28日	5	報告	1	1	報告第21号 平成29年度生徒指導に関する報告(8月分)		1
			協議	4	1	平成29年度美里町議会9月会議について	1	
					2	基礎学力向上、いじめ・不登校対策等について(継続協議)		
					3	美里町の学校再編について(継続協議)	9	
					4	美里町教育振興基本計画について(継続協議)	1	
			その他	1	1	平成29年10月教育委員会定例会の開催日について	44	

種別	年月日	出席 委員	項目	件数	NO	内容	発言 回数	傍聴者			
6	平成29年10月30日	5	報告	4	1	報告第22号 平成29年度生徒指導に関する報告(9月分)		0			
					2	報告23号 平成29年度学習・生活習慣調査(第3回)に関する報告					
					3	報告第24号区域外就学について					
					4	報告第25号 指定校の変更について					
						審議	1	1	職員の処分について		
						協議	3	1	美里町の学校再編について(継続協議)	18	
					2			美里町教育振興基本計画について(継続協議)	1		
					3			基礎学力向上、いじめ・不登校対策等について(継続協議)	16		
						その他	4	1	平成29年度 町議会議員による出前授業(中学校3年生向)の実施について	8	
					2			行財政・議会活性化調査特別委員会研修会について	7		
					3			美里町郷土資料館 秋の一般開放について			
					4			平成29年11月教育委員会定例会の開催日について	2		
			定例	平成29年11月29日	5	報告	3	1	報告第26号 平成29年度生徒指導に関する報告		2
								2	報告第27号 区域外就学について		
								3	報告第28号 指定校の変更について		
									審議	1	1
						協議	5	1	平成29年度美里町議会11月について		
		2						美里町の学校再編について(継続協議)	10		
		3						美里町教育振興基本計画について(継続協議)	9		
		4						美里町学校施設長寿命化計画について	3		
		5						基礎学力向上、いじめ・不登校対策等について(継続協議)	3		
						その他	1	1	平成29年12月教育委員会定例会の開催日について		

種別	年月日	出席 委員	項目	件数	NO	内容	発言 回数	傍聴者
定例	平成29年12月22日	5	報告	5	1	報告第29号 平成29年度美里町議会12月会議について	9	0
					2	報告第30号 平成29年度生徒指導に関する報告(11月分)		
					3	報告第31号 平成20年度学習・生活習慣調査(第4回)に関する報告		
					4	報告第32号 区域外就学について		
					5	報告第33号 指定校の変更について		
			審議	2	1	議案第15号 美里町立幼稚園園則の一部を改正する規則について	1	
					2	議案第16号 美里町学校給食調理施設運営委員会への諮問について	4	
			協議	6	1	宮城県美里町中学校再編整備基本構想について	8	
					2	美里町の学校再編について(継続協議)	4	
					3	美里町教育振興基本計画について(継続協議)	13	
					4	美里町学校施設長寿命化計画について(継続協議)	13	
					5	基礎学力向上、いじめ・不登校対策等について(継続協議)		
					6	平成30年度幼稚園入園及び預かり保育の許可について		
その他	1	1	平成30年1月教育委員会定例会の開催について					
臨時	平成29年12月28日	5	協議	3	1	宮城県美里町中学校再編整備基本構想について(継続協議)	55	0
					2	美里町教育振興基本計画について(継続協議)		
					3	美里町学校施設長寿命化計画について(継続協議)		

種別	年月日	出席 委員	項目	件数	NO	内容	発言 回数	傍聴者			
定例	平成30年1月26日	5	報告	3	1	報告第34号 平成29年度生徒指導に関する報告(12月分)		0			
					2	報告第35号 区域外就学について					
					3	報告第36号 指定校の変更について					
			協議	4	1	平成30年度施政方針(案)について	13				
					2	学校給食費の保護者負担の軽減について(継続協議)	8				
					3	美里町の学校再編について(継続協議)	7				
					4	基礎学力向上、いじめ・不登校対策等について(継続協議)	3				
その他	1	1	平成30年2月教育委員身会定例会の開催日について	2							
臨時	平成30年2月15日	5	報告	2	1	報告第37号 平成30年度美里町立小中学校管理職の人事異報告		0			
					2	報告第38号 ことた幼稚園及びふどうどう幼稚園における給食事業の実施状況について	8				
			審議	4	1	議案第17号 美里町学校給食費に関する条例の一部を改正する条例(案)についての意見の募集結果について					
					2	議案18号 美里町学校給食費に関する条例の一部を改正する条例(案)の提出について	1				
					3	議案第19号 美里町学校給食調理施設条例(案)の提出について					
					4	議案第20号 美里町学校給食調理施設運営審議会条例(案)の提出について					
			協議	1	1	町内小中学校における「ごみ減量化」に向けた教育について	10				
			定例	平成30年2月26日	5	報告	4	1	報告第39号 平成29年度生徒指導に関する報告(1か月分)		0
								2	報告第40号 平成29年度学習・生活習慣調査(第5回)に関する報告		
								3	報告第41号 区域外就学について		
4	報告第42号 指定校の変更について										
審議	3	1				議案第21号 美里町学校給食費に関する条例の一部を改正する条例(案)の提出について	3				
		2				議案第22号 美里町教育振興基本計画(案)に係る意見の募集結果について					
		3				議案第23号 美里町学校施設長寿命化計画(案)に係る意見の募集結果について					
協議	2	1				「平成30年度 美里町の教育」について	3				
		2				基礎学力向上、いじめ・不登校対策等について(継続協議)					
その他	2	1				小中学校卒業式及び幼稚園修了式について	1				
		2				平成30年3月教育委員会定例会の開催日について					

種別	年月日	出席 委員	項目	件数	NO	内容	発言 回数	傍聴者
定例	平成30年3月26日	5	報告	6	1	報告第43号 平成29年度美里町議会3月会議について	2	0
					2	報告第44号 平成29年度体力・運動能力調査結果について	7	
					3	報告第45号 平成29年度生徒指導に関する報告(2月分)		
					4	報告第46号 平成29年度学習・生活習慣調査(第6回)に関する報告		
					5	報告第47号 区域外就学について		
					6	報告第48号 指定校の変更について		
審議				14	1	議案第24号 美里町部活動指導員世知規則の制定について	2	
					2	議案第25号 美里町学校給食費に関する条例施行規則の制定について		
					3	議案第26号 美里町学校給食調理施設運営規則の制定について		
					4	議案第27号 美里町学校給食運営審議会条例施行規則の制定について		
					5	議案第28号 教育振興基本計画の策定について	28	
					6	議案第29号 美里町学校施設長寿命化計画の策定について		
					7	議案第30号 学校医の委嘱について	3	
					8	議案第31号 学校歯科医の委嘱について		
					9	議案第32号 学校薬剤師の委嘱について		
					10	議案第33号 美里町学校事務支援室グループリーダーの委嘱について		
					11	議案第34号 美里町学校教育専門指導員の選任について		
					12	議案第35号 美里町青少年教育相談員の選任について		
					13	議案第36号 美里町特別支援教育専門員の選任について		
					14	議案第37号 美里町教育委員会職員の仕事異動について		
協議				2	1	美里町教育大綱(案)の策定について		
					2	基礎学力向上、いじめ・不登校対策等について(継続協議)	5	
その他				2	1	小中学校入学式及び幼稚園入園式について		
					2	平成30年4月教育委員会定例会の開催日について		

教育委員会の会議運営状況集計表

No	開催月日	定例	臨時	出席 委員	報告	審議	協議	その他	発言 回数	傍聴者	備考
1	4月13日			5	0	0	1	0	125	2	
2	4月25日			5	4	0	5	4	80	0	
3	5月9日			5	0	0	1	0	56	0	
4	5月24日			5	6	4	6	2	37	1	
5	6月2日			5	0	1	0	0		0	秘密会
6	6月23日			5	5	0	3	2	66	0	
7	7月6日			5	0	0	1	0	109	0	
8	7月27日			5	3	5	3	2	49	0	
9	8月8日			5	0	0	3	0	25	0	
10	8月23日			5	2	3	6	4	44	0	
11	9月15日			5	0	1	2	0	79	0	
12	9月28日			5	1	0	4	1	55	1	
13	10月30日			5	4	1	3	4	52	0	
14	11月29日			5	3	1	5	1	26	2	
15	12月22日			5	5	2	6	1	52	0	
16	12月28日			5	0	0	3	0	61	0	
17	1月26日			5	3	0	4	1	33	0	
18	2月15日			5	2	4	1	0	19	0	
19	2月26日			5	4	3	2	2	7	0	
20	3月26日			5	6	14	2	2	47	0	
計		12	8	100	48	39	61	26	1,022	6	

## 5 教育相談の実施状況

平成29年4月～平成30年3月

月	教育相談件数													定期巡回相談	主な内容
	来庁相談				電話相談				訪問相談						
	子	親	教	関係機関	子	親	教	関係機関	子	親	教	関係機関			
4	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・		
5	・	・	・	・	・	・	・	・	1	・	1	・	4	・子 学習指導 ・教 発達障害生徒の指導	
6	・	1	1	・	・	・	・	・	5	1	・	2	7	・子 学習指導 ・関 学警連 ・親 障害児への学校対応	
7	・	・	・	・	・	・	・	・	2	1	3	3	3	・子 学習指導 ・関 町生指連協, 健全育成 ・教 ケース会議,	
8	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	3	1	・関 適指情報交換, 要対協	
9	・	・	1	・	・	2	・	・	・	・	2	・	4	・教 生徒指導 ・親 学校不応, 学校不安	
10	・	・	・	・	・	・	1	・	・	・	4	1	3	・教 生徒指導, 不登校 ・関 ケアハウス情報交換会	
11	・	1	1	1	・	・	1	・	・	・	1	・	5	・教 生徒指導, いじめ ・関 心のサポアドバイザー ・親 いじめ問題	
12	・	1	・	2	・	・	1	・	・	・	・	4	・	・教 いじめ ・関 町生指連協, 学警連, 子ども総合セン, SSW, 登支 ・親 発達障害	
1	・	・	・	・	・	・	・	・	1	・	1	・	7	・子 学校不応 ・教 心のケアハウス	
2	・	・	1	1	・	・	・	1	・	1	1	3	6	・関 心のサポ, 町生指連協, 要対協, 適指情報交換会 ・教 いじめ, 生徒指導	
3	・	・	・	・	・	・	・	・	1	・	・	・	0		
小計	・	3	4	4	・	2	3	1	10	3	13	16	40		
合計	11				6				42				40		
総計	99														

## 点検・評価

### 1 点検・評価の対象と方法

#### (1) 点検・評価の対象

広範囲にわたる教育委員会の権限に属する事務を網羅するため、前年度に引き続き、意思決定のための事務として「教育委員会の会議運営」、法制上規定された事務として「教育委員会が管理及び執行する事務」、政策を推進するための事務として「総合計画を推進するための取組」の三つの項目を点検・評価の対象としました。

##### 教育委員会の会議運営

教育委員会は教育長と4人の委員で構成する合議制の執行機関です。また、町長から独立した行政委員会である教育委員会の意思決定は教育委員会の会議において行われます。教育委員会が特色を十分に生かし、合議制の執行機関としての機能をしっかりと果たしていくためには、教育委員会の会議が常に活発に開催され、会議においては充実した審議が行われなければなりません。そしてそれに基づく適切な意識決定が行われなければなりません。こうしたことから、教育委員会の意思決定の場である会議の運営を点検・評価の対象の一つとする必要があると考え、対象項目とするものです。

##### 教育委員会が管理及び執行する事務

地教行法第21条に、教育委員会が管理及び執行する事務が規定されています。地教行法第21条に規定された教育に関する事務は、教育委員会に職務権限を与えられたものであると同時に、教育委員会が責任を持って果たすべき職務でもあります。このように国の法律に規定されている教育に関する事務を、美里町教育委員会がどのように処理しているのか、一つひとつの項目を点検・評価しなければならないと考えたことから、地教行法第21条各号に規定されている事務を点検・評価の対象項目とするものであります。

##### 総合計画を推進するための取組

まちづくりを計画的かつ総合的に進めていくために美里町総合計画・総合戦略(以下「総合計画」という。)が策定されています。総合計画では「第1章 生涯を通して学び楽しむまちづくり」の中で5つの教育政策が掲げられており、町ではこの計画の下に教育政策の推進に取り組んでおります。教育政策の推進を職責とする教育委員会が教育政策を推進するためにどのように取り組んできたのか、実施状況を毎

年度検証していかなければなりません。こうしたことから、総合計画の「第1章 生涯を通して学び楽しむまちづくり」の政策項目を点検・評価の対象とするものです。

## (2) 点検・評価の方法

### 1) 点検・評価報告書の作成の経過・作成作業の流れ (教育委員会と評価委員会との関係)

教育委員会の補助機関である事務局(教育総務課)が原案を作成して、それをたたき台に教育委員会で協議をしました。

教育委員会で協議し、作成した報告書案を評価委員会に諮り、評価委員会から意見を求めました。

評価委員会からの意見を教育委員会にフィードバックして、教育委員会において評価委員会からの意見を尊重して、再度審議を行い、最終の報告書を作成しました。

### 2) 点検・評価の作業

点検・評価の結果を今後の取組の改善につなげていくことを目的の一つとしていることから、初めに前年度に実施した点検・評価によって発見された改善点、改善すべき課題がその後どのように改善されているか確認します。

次に、前年度と同様に、点検・評価の対象とした三つの項目について、一つひとつをできるだけ詳細にわたり点検・評価を行います。

また、昨年度に引き続き「教育委員会が管理及び執行する事務」について関連法令が順守されているかを点検するためのチェックシート(別冊資料)を作成して、一つひとつについて法令の順守状況を点検する作業を行いました。

## 2 前年度の課題の改善状況

### (1) 教育委員会の点検・評価で明らかになった課題の改善状況

#### **教育委員会の会議資料の一部が事前に配布されていない。**

平成29年度においては、秘密会を除く会議資料について概ね会議の事前に配布できた。

#### **教育委員会の会議録の承認を、次の定例会議で受けていない。**

平成29年7月の会議録から、会議録の承認を次の定例会で受けるように改善した。ただし、臨時会については次の定例会までの期間が短いことから次の、次の定例会で承認を受けることとした。概ね、予定通り実施できた。

#### **教育施設の修繕を計画的に進めなければならない。**

平成29年度に美里町学校施設長寿命化計画を作成しました。中学校の再編整備と並行して、小学校についても計画に基づき改修を進める必要があります。

#### **研修の実施後における成果の検証が十分におこなわれていない。**

×改善されていない。

平成29年度に実施した町内教職員研修会及び特別支援教育研修会については研修後にアンケート調査を実施し、その結果を次回の研修会や事業に生かしていますが、それ以外では研修成果の検証を十分に行っているとは言えません。今後検証の方法を考える必要があります。(31ページ)

#### **学校評議員が十分に活用されていない。学校評議員の意見をよく聴くことを重視する。**

×改善されていない。

小学校1校では1回、その他の小中学校及び幼稚園では2回の会議を開催して評議員から意見を聴いていますが、目標とした3回には達しませんでした。地域に開かれた学校づくりを進めるためには、会議の回数を増やす等、評議員の声を反映できるよう工夫が必要です。(44～45ページ)

## (2) 評価委員会から指摘された課題の改善状況

### 点検・評価の結果にデータの図表化を取り入れる。

×改善されていない。

事業成果を年度間で比較して、それを図表化することで、より分かりやすくなります。しかし、今年度の点検・評価においては図表化までできませんでした。

### 非常勤職員の比率が高い幼稚園教諭の人員配置を是正する。

×改善されていない。

教育委員会が任命権を有する職員については、正規採用職員が60人であるのに対して、非常勤職員は132人となっており、非常勤職員が占める割合が大きくなっています。幼稚園においても、正規採用職員が26人、非常勤職員が42人となっています。教育委員会だけでなく、町長の事務執行部局でも同様の問題を抱えており、町の人事体制全般にかかわる問題と言えます。

教育委員会としては、非常勤職員の多い職場となっている幼稚園の運営形態の在り方について検討を行う必要があると考えています。

### 教育委員会と学校現場の連携強化を図るため、教職員の意見を点検・評価に反映することはできないか。

×改善されていない。

平成29年度では点検・評価の結果について学校現場からの意見を反映することはできなかった。次回の点検・評価の結果については、校長会議等で示しながら教育委員会への意見、要望を受けるとしたい。

### 報告書を公表後、パブリックコメント等で町民の意見を広く聴く機会を設けることはできないか。

条例の制定や計画の策定とは異なるので、パブリックコメントの対象にはならないと考え、パブリックコメントは実施していない。

しかし、報告書に対する町民の意見を広く聴くことは点検・評価においても有意義なことから、ホームページ及び「広報紙みさと」で意見の募集を呼びかけた。その結果、寄せられた意見はなかった。

**就学児健診の一部の未実施、一部の報告事務の失念など、法令の点検によって明らかになった改善点については早急に改善すべきである。**

就学児健診の聴覚検査については、平成29年度において対象者全員に対して実施した。平成30年度以降も毎年度実施することとした。

指定文化財の文部科学省への報告は、平成30年6月1日に報告書を提出した。今後このような報告の遅れがないよう、担当者に対して厳しく指導した。

**学力向上のための施策については、具体的な記述が必要ではないか。**

平成30年度の報告書から、学力向上のための施策についてはCRT（目標基準準拠検査）の検証結果を用いて具体的な記述に取り組みました。4学年、5学年の児童がそれぞれ進級して、次年度に受験した検査結果では下位群（評定1）が減少したことから、学力向上支援員の効果があったと考えます。（41～42ページ）

**「子どもは家庭でしつけ、学校で学び、地域で見守る」ための保護者と地域への働きかけ、そして学校と家庭の連携を強めるための対策を行う。**

×改善されていない。

平成29年度に、取り組むことができなかった。

**就学すべき小中学校を指定する場合に、保護者から意見を聴取する機会を設ける。**

「就学校の指定についての保護者の意見の聴取の手続に関して必要な事項を定める要綱」を新たに制定して、平成30年度の就学すべき小中学校の指定から、保護者から意見を聴取する機会を設けた。

**社会教育の振興につなげるための社会教育振興計画を策定する。**

×改善されていない。

平成29年度に着手することができなかった。

### 3 点検・評価の結果

#### (1) 教育委員会の会議運営

##### 【実績】

平成29年度の教育委員会の会議運営の実施状況は、6～14ページに記述したとおり定例会12回と臨時会8回の計20回(うち1回は秘密会)の会議を開催し、これらの会議の中で取り扱った議案は報告48件、審議39件、協議61件でした。(件数はいずれも年度を通した述べ件数)

##### 【点検・評価】

- 1) 関係法令である美里町教育委員会会議規則(以下「会議規則」と言う。)が順守されてきたのか、次の17の規定項目について点検・評価します。

**会議は3日前までに会議の日時、場所及び会議に付すべき事件を告示して、招集したか。**(会議規則第2条)

急の招集を必要とした臨時会を除いて、3日前までに告示をして、招集した。

**委員は、招集の当日、指定の時刻までに指定の場所に参集したか。**(会議規則第3条第1項)

都合により1人の委員が1回の会議で遅れて参集したが事前に委員長(教育長)へ口頭で届け出ている。その他は、指定時間に遅れることなく参集した。

**委員は、会議に出席できないときは、その旨を委員長(教育長)に届け出たか。**(会議規則第3条第2項)

平成29年度においては、全ての会議に委員全員が出席した。

**毎月1回の定例会が招集されたか。**(会議規則第4条第2項)

毎月1回の定例会を招集し、会議を開催した。

**委員長(教育長)が必要と認めたとき、又は2人以上の委員から会議に付すべき事件を示して請求があったとき、臨時会が招集されたか。**(会議規則第4条第3項)

委員長(教育長)が必要と認めたときに臨時会を8回開催した。また、2人以上の委員からの会議の開催の請求は、平成29年度においては行われなかった。

**会議は公開されたか。**(会議規則第5条第1項)

秘密会以外の会議は、全て公開とした。

**秘密会とするときは3分の2以上の同意を得たか。**(会議規則第5条第1項)

秘密会とするときは3分の2以上の同意を得た。

**秘密会を開くときは、会議に関係のない者及び傍聴者人を退場させたか。**(会議規則第5条第3項)

秘密会を開くときは、会議に関係のない者及び傍聴人を退場させた。

**委員は、発言しようとするときは、委員長(教育長)の許可を得たか。**(会議規則第11条)

委員は、発言しようとするときは、委員長(教育長)の許可を得た。

**動議に1人以上の賛成者があったとき、議題としたか。**(会議規則第14条第1項)

平成29年度には、動議は行われていない。

**委員長(教育長)は、採決しようとするときは、その議題を会議に宣告したか。**(会議規則第15条第1項)

委員長(教育長)は、採決しようとするときは、その議題を会議に宣告した。

**委員長(教育長)は、挙手又は投票によって、採決を行ったか。**(会議規則第16条第1項)

採決は、すべて挙手によって行った。

**委員長(教育長)は、採決したときは、その結果を宣告したか。**(会議規則第16条第2項)

委員長(教育長)は、採決したときは、その結果を宣告した。

**教育長は、教育委員会の事務処理に関する事項を会議で報告したか。**(会議規則第19条)

教育長は、教育委員会の事務処理に関する事項を毎月の定例会又は臨時会の会議で報告した。

**会議録(議事録)は、必要な事項が記載され、作成されたか。**(会議規則第19条)

会議録(議事録)は、必要な事項が記載されて作成された。

**会議録(議事録)は、次の定例会において承認を受けたか。**(会議規則第22条第1項)

定例会の会議録(議事録)については、概ね次の定例会で承認を受けることができた。

**会議録(議事録)には、委員長(教育長)が指名した委員2人が署名したか。**(会議規則第22条第3項)

承認を受けた会議録(議事録)に、委員長(教育長)が指名した委員2人が署名した。

- 2) 次に、教育委員会の会議運営が効果的に行われてきたか、法令上には規定されていない項目について点検・評価します。

### **委員の出席状況**

各委員の会議への出席状況については、定例会、臨時会ともに全ての会議に委員全員が出席した。

### **委員の発言状況**

審議、協議の各議案別の発言回数を会議録(議事録)から拾ったところ、次のような回数となった。

(ア) 審議: 39議案で計84回の発言、1議案あたり平均約2.3回の発言

( 秘密会となった3議案を除く。)

(イ) 協議: 61議案で計769回の発言、1議案あたり平均約12.6回の発言

### **会議時間**

1回当たりの会議時間は、平均で定例会が3時間33分、臨時会が1時間54分であった。前年度は定例会が4時間24分、臨時会が2時間38分であったので、前年度に比べて短くなっている。前年度のように午前から午後まで1日を通して開催した会議はなかった。最も長くかかった会議は4時間50分であった。

### **会議の事前公表、周知**

定例会については全ての会議において、告示と同時に町のホームページで会議開催の事前公表、周知を行った。臨時会については開催日が急に決定される場合もあり、事前の公表、周知ができないことがあった。

### **会議資料の事前配布**

事務局では、会議における審議・協議をより効率的にするために、会議資料を事前に各委員に配布するように努めてきた。平成29年度においては、秘密会を除く会議資料について、概ね会議の事前に配布できたが、ごく一部の資料については会議当日に配布することがあった。

### **会議録(議事録)の公開**

会議録(議事録)の承認については概ね予定通りだったが、会議録(議事録)の公開については、遅れが生じた。

### **傍聴者の数**

傍聴人の数は平成29年度を通して6人であった。前年度も6人であり、同じ人数となった。

前年度の点検評価で課題となったのは 会議資料の事前配布と 会議録(議事録)の公開でした。平成29年度において、 会議資料の事前配布については概ね会議の

事前に配布できましたが、 会議録(議事録)の公開については前回同様遅れが生じています。

事務局職員の業務量の多さが主な原因とは考えられますが、教育委員会としての説明責任が果たされていないことにもなります。業務管理、スケジュール管理をしっかりとし、会議録(議事録)の調整作業のフローチャートを立てて改善する必要があります。

## (2) 教育委員会が管理及び執行する事務

地教行法第21条で規定する教育委員会が管理及び執行する事務について、平成29年度の執行状況を点検・評価するとともに、各事務の関連法令についてその遵守状況を点検していきます。

### 執行状況

はじめに、地教行法第21条で規定する教育委員会が管理及び執行する事務について、平成29年度の執行状況を点検・評価します。

#### 1) 教育委員会の所管に属する第30条に規定する学校その他の教育機関(以下「学校その他の教育機関」という。)の設置、管理及び廃止に関すること。

##### 【実績】

教育委員会では、平成28年6月に「美里町学校再編ビジョン」を制定しましたが、中学校の再編を優先的に進めるべきと判断したため、平成29年5月に「中学校の再編整備の具体化に向けて(美里町新中学校整備計画)(案)」をまとめました。

6月に総合教育会議で調整を図り、その後議会全員協議会で具体化(案)について説明しました。6月から7月にかけて、具体化(案)について小中学校及び幼稚園の保護者との意見交換会、町内8か所での地域住民との意見交換会を実施しました。

また、同期間に無記名自由記述方式によるアンケート調査も実施いたしました。

中学校の再編に関する教育委員会の考え方について多くの住民に説明をし、住民の声もできるだけ多く聞くように進めてきました。

##### 【点検・評価】

前年度同様に住民への周知と住民の意向把握に努めてきました。小中学校及び幼稚園の保護者を対象にした意見交換会を12回、住民を対象にした意見交換会を8回実施しました。また、中学校の再編整備に関する教育委員会の考えを示した資料を全戸に配布したほか、小中学校及び幼稚園の保護者を対象に自由記述によるアンケートを実施し、意見交換会に出席できない保護者の意向把握にも努めました。

会場によっては出席者が少ないところもあり、意見・意向の把握が十分とは言えない状況でしたが、意見交換会の中で建設予定地の土地造成等に関する情報が不十分であるとの指摘を受けたことから、中学校建設用地の適地選定について業務委託し、土地造成費用も勘案しながら複数の候補地から改めて選定を行うこととしました。

今後も引き続き、住民の声に耳を傾け、意見・意向を把握しながら政策を進めていく

ことが重要です。

## 2) 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の用に供する財産(以下「教育財産」という。)の管理に関すること。

### 【実績】

教育財産については、教育委員会事務局(教育総務課)が総括管理を行っていますが、直接的には学校その他の教育機関で管理しています。

平成29年4月に発生した小牛田中学校での不審火事件を受けて、町内全中学校に防犯カメラを、小牛田と南郷中学校に防犯灯を設置しました。

その他、小牛田中学校の屋内消火栓更新工事、中埜と南郷小学校の電気設備更新工事、不動堂中学校体育館照明灯交換工事、青生小学校受水槽等改修工事等を実施しました。

また、町内の小中学校には建築後40年以上を経過する校舎が3校あります。その他の学校においても校舎等の経年劣化が年々進み、学校施設全体の維持管理が課題となっています。そのため平成29年度では「美里町学校施設長寿命化計画」を策定し、計画的に改修を進めることとしました。

### 【点検・評価】

中学校施設については学校再編に合わせた整備を進める必要がありますが、再編するまでの期間においても生徒の学校生活に支障をきたすことの無いよう必要な修繕等を行っていかねばなりません。

小学校施設については大規模改修等を計画的に実施する必要があります。そのために「美里町学校施設長寿命化計画」を策定したことは施設管理上多いに役立つものと考えます。今後は壊れてから修繕する「事後保全」から壊れる前に修繕する「予防保全」に移行できるよう計画的な施設管理が必要です。

## 3) 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。

(県費負担教職員については、点検・評価の対象から除外)

### 【実績】

平成28年度から専従で配置した青少年教育相談員を引き続き配置しました。

また、平成29年度からは特別支援教育専門員1人を、週35時間勤務の非常勤ですが教育委員会に専従で配置しました。

平成28年度から開始された人事評価制度については、引き続き総務課の方針に従って教育委員会の各部署において実施しました。

なお、教育委員会が任命権を有する職員について、正規採用職員が60人であるの

に対して非常勤職員が132人と人数が逆転しています。

【点検・評価】

青少年教育相談員の配置により、不登校対策の充実が図られました。

特別支援教育専門員を専従で配置したことで、増加傾向にある特別支援が必要な児童生徒と保護者並びに教職員に対して、専門的な立場からの助言や指導ができるようになりました。

非常勤職員の数が増えていることについては、前々年度の点検・評価の中で美里町教育委員会評価委員会から指摘された問題です。しかし、改善はされていません。

#### 4) 学齢生徒及び学齢児童の就学並びに生徒、児童及び幼児の入学、転学及び退学に関すること。

【実績】

学齢生徒及び学齢児童の就学並びに生徒、児童及び幼児の入学、転学及び退学に関する事務を次のとおり実施しました。

■入学期日の通知、学校の指定(通称:入学通知)

学校教育法施行令第5条関係(小学校及び中学校の新1年生保護者への入学通知)

・通知年月日:平成30年1月12日

・平成30年1月1日現在の住民基本台帳に記録されている就学予定者の入学通知書を就学管理システムにより作成し、当該保護者に通知しました。

学校教育法施行令第6条関係(学齢簿に新たに記載された者の保護者への入学通知)

・転入等を確認しだい随時、当該保護者に入学通知書で通知しました。

・通知の対象は、町内転入、区域外就学、指定校変更による転入学又は新入学する保護者です。

学校教育法施行令第7条関係(学校長への通知)

・上記 及び と同時に、小学校長及び中学校長に対して、就学児童生徒の氏名及び入学期日等を通知しました。

■就学義務履行の督促

・対象事案なし

■学齢簿の編製(小学校新1年生のみ)

・平成29年10月1日現在の住民基本台帳に記録されている就学予定者193人を就学管理システムの磁気ディスクで調製し、10月2日に紙媒体で起案後に決定しました。

転入等により新たに学齢簿に記載された者については、紙媒体で起案し決定後に、入学通知書を送付し、また、学齢簿を再編成しました。

## ■区域外就学の協議

・協議件数29件

【他市町村への協議】他市町村在住で美里町立学校に就学10件

【他市町村からの協議回答】美里町在住で他市町村立学校に就学19件

・届出件数17件

【県立学校】宮城県古川黎明中学校10件(うち年度途中0件)

宮城県立古川支援学校小学部1件(うち年度途中0件)

【私立学校】私立中学校6件(東北学院中1件、古川学園中4件、幸福の科学学園中1件)私立小学校0件

## ■指定校の変更

・承認件数24件

【点検・評価】

関係法令の規定に基づき、遅滞なく事務が実施されました。今後も同様に取り組んでいきます。

## 5) 教育委員会の所管に属する学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関すること。

これらの事務は学校教育法で基本的な事項が定められ、その細部については同法施行令、同法施行規則に規定が設けられていることから、市町村教育委員会としてはこれらの法令を遵守して確実に実施することが求められてきます。

【実績】

地教行法第33条その他の関係法令の規定に基づき、美里町立学校管理に関する規則(以下「規則」という。)を定めて、次のような必要な管理を行ってきました。

### 1. 組織編制

校務分掌の組織(規則第16条)

各小中学校が校務分掌の組織を定め、教育委員会に報告をさせました。

主任等の指名(規則第17条から第22条まで)

毎年度始め(4月)に各小中学校において、校長が各主任等を指名し、その内容について教育委員会に報告させました。

学校事務の共同実施組織(規則第22条の2)

効率的、効果的な事務処理体制の確立と事務機能強化のため、平成27年度から小中学校の事務職員による「学校事務支援室」を設置してきました。平成29年度においても、引き続き「学校事務支援室」を設置し、全体活動を年10回と班活動を年2回実施してきました。教育委員会ではそのための設備の整備や会場の提供などの支援を行いました。

## 職員会議(規則第23条) 学校教育法施行規則

各小中学校では、校長の職務の円滑な執行を補助するために、校長が主宰する職員会議を定期的に行いました。

## 学校評議員(規則第24条、美里町立学校の学校評議員の設置に関する要綱)

校長(園長)の推薦により、小中学校で28人、幼稚園で12人の評議員を教育委員会から委嘱しました。各小中学校及び各幼稚園では、概ね年2回の会議を開催し、学校運営や教育活動に関する意見を受けました。

## 2. 教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導(規則第6条)

各小中学校は、学習指導要領の基準及び教育委員会が定める基準により教育課程をそれぞれで編成しました。教育委員会としては、各小中学校の教育目標、教育課程表、学習指導、生徒指導及び進路指導の概要等をまとめた「教育計画」を各校に作成させ、報告させました。

### 【点検・評価】

関連する法律等の法令に遵守して適正な事務が行われてきたと考えています。

## 6) 教科書その他の教材の取扱いに関すること。

### 【実績】

教科書は、学校の主たる教材として使用義務が課されている図書で、4年間同一のものを採択することとされています。美里町立学校で使用する教科書は、宮城県教育委員会で設定した採択地区(大崎市、加美町、色麻町、涌谷町、美里町)の各市町の教育委員会で組織する協議会(大崎地区教科用図書採択協議会)によって協議されることと学校教育法等の関係法令に定められています。

平成29年度は次のとおり小学校の特別の教科道徳及び小・中学校の一般図書の採択のための事務を行いました。

町教育委員会会議で協議

会議は公開、資料は一部開示として3日間開催しました。

4月25日 採択日程の説明

7月6日 町教育委員会の採択希望案の決定、採択協議会へ報告

7月27日 採択協議会の採択結果の承認

小中学校への採択希望調査の実施

6月19日から6月30日まで、学校現場の意見反映の手段として小中学校への採択希望調査を実施しました。町教育委員会の採択希望案の決定に当たり調査結果を参考としました。

採択教科書について

小学校の特別の教科道徳については6冊、一般図書は小・中学校合わせて10

6冊を採択しました。

採択結果及び採択理由の公表

7月28日に大崎地区教科用図書採択協議会を構成する1市4町のホームページにおいて、採択結果及び採択理由を公表しました。

【点検・評価】

学校教育法等の関係法令に基づき、公正に事務が行われたと考えています。

## 7) 校舎その他の施設及び教具その他の設備の整備に関すること

【実績】

平成29年度には、校舎その他施設の整備として主に次のものを実施しました。

中埴小学校電気設備更新工事

南郷小学校電気設備更新工事

小牛田小学校サブプール改修工事

青生小学校受水槽等改修工事

小牛田中学校屋内消火栓更新工事

小牛田中学校ほか防犯灯設置工事

中学校防犯カメラ設置工事

不動堂中学校体育館照明灯交換工事

近代文学館正面玄関等改修工事

また、教具その他の設備として主に次のものを購入して、整備いたしました。

不動堂小学校教室用暖房機

ポータブルワイヤレスアンブ(小牛田小学校及び北浦小学校)

中学校英語科指導用教材

なんごう幼稚園施設用長机

南郷学校給食センターコンテナ及び移動台

北浦小学校給食調理用備品(フライヤー)

小中学校給食用デジタル台秤

青生小学校給食事業牛乳保冷庫

小牛田中学校給食調理用備品(フライヤー)

【点検・評価】

平成29年4月に発生した小牛田中学校での不審火事件を受けて、町内全中学校に防犯カメラを、小牛田と南郷中学校に防犯灯を設置しました。

その他、小牛田中学校の屋内消火栓更新工事、中埴と南郷小学校の電気設備更新工事、不動堂中学校体育館照明灯交換工事、青生小学校受水槽等改修工事等を実施し、経年劣化に伴う施設使用上の支障、不具合等を解消することができました。

また、各種の備品購入により児童生徒の健康管理、教育環境の改善を図ることができました。

今後は、学校の再編整備を近い将来に控えていることから、再編整備の具体的な内容を早期に決定し、それらを見据えた教育施設の修繕を計画的に進めていかなければなりません。

## 8) 校長、教員その他の教育機関職員の研修に関すること

### 【実績】

教育委員会は、校長、教員その他の教育機関職員を対象に、平成29年度において、次のとおり研修を実施しました。

7月25日 調理従事職員研修会 対象者:学校給食調理従事職員 参加者数:16人

8月2日 町内教職員研修会 対象者:保育士、幼稚園・小中学校教諭 参加者数:157人

7月31日・8月2日 初任者研修 対象者:小中学校初任教諭 参加者数:1人

6月28日 特別支援教育研修会 対象者:小中学校教諭、教員補助員、特別支援教育支援員、学力向上支援員 参加者数:94人

### 【点検・評価】

校長、教員その他の教育機関職員の研修については、その多くを任命権者の宮城県教育委員会が実施しています。市町村教育委員会として必要とされる主な研修については上記のとおりおおむね実施されたと考えています。

また、研修後にアンケート調査を行っているものもあり、その結果を次回研修会や事業に反映させています。

今後においても、これまでと同様に実施してまいります。研修の実施後における研修成果の検証についても確実にを行い、次年度以降に反映、活用していかなければなりません。

## 9) 校長、教員その他の教育機関職員並びに生徒、児童及び幼児の保健、安全、厚生及び福利に関すること

### 【実績】

#### 保健に関すること

各小中学校において学校保健計画を、各幼稚園においては幼稚園保健計画を策定し、これらの実施に努めてきました。

・学校医、学校歯科医、学校薬剤師の配置

・就学時の健康診断 ・児童生徒等の健康診断 ・職員の健康診断 ・健康相談の実施

- ・保健指導の実施
- ・保健室の設置
- ・スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置、その他安全に関すること

各小中学校において学校安全計画を、各幼稚園においては幼稚園安全計画を策定し、これらの実施に努めてきました。

- ・危険等発生時対処要領の策定
- ・防火管理者の選任
- ・避難訓練の実施
- ・避難マニュアルの作成

厚生、福利に関すること

県費負担教職員の厚生、福利については主に任命権者である宮城県教育委員会で行っています。児童生徒及び幼児の厚生、福利については、主なものとして国の基準に基づく就学援助を実施しました。

- ・就学援助

【点検・評価】

学校保健安全法に定められた項目の多くは実施されています。

幼稚園の薬剤師については平成28年10月から配置しています。

平成29年度から中学校にスクールソーシャルワーカーを配置しました。

## 10) 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の環境衛生に関すること

【実績】

学校保健安全法第6条に規定する学校環境衛生基準に照らして、学校の適切な環境の維持に努めてきました。

【点検・評価】

学校保健安全法施行規則第1条には、「学校保健安全法第5条の環境衛生検査は、毎学年定期に、学校環境衛生基準に基づき行わなければならない」と規定されています。町内の幼稚園においては、学校薬剤師を平成28年10月1日に配置したため、平成29年度においては全ての学校環境衛生基準の項目について、環境衛生検査を実施しました。

小中学校に関しては、前年度と同様に実施しており、学校環境衛生基準に基づく学校の環境衛生は維持されていると考えます。

## 11) 学校給食に関すること

【実績】

平成27年度までは、南郷地域の各小中学校及び幼稚園では学校の設置者が実施する学校給食によって、小牛田地域の各小中学校では各学校長が実施する学校給食によって学校給食を提供してきました。

平成28年度からは、小牛田地域の各小中学校においても南郷地域と同様に、学校の設置者が実施する学校給食へ移行しました。

平成29年度から南郷学校給食センターの調理業務等の一部について、民間事業者へ委託して実施しました。また、小牛田地域の幼稚園ではこれまでミルクのみの給食でしたが、平成29年8月から、民間事業者の調理した弁当給食に変更しました。

各小中学校及び幼稚園の実施日数は次のとおりです。

南郷小学校：191日、南郷中学校数：180日、なんごう幼稚園：163日

不動堂小学校183日、小牛田小学校：191日、北浦小学校：193日、中埜小学校：190日、青生小学校：191日、不動堂中学校：180日、小牛田中学校：177日

#### 【点検・評価】

食中毒などの事故は発生することなく、南郷学校給食センター及び各小中学校において安全・安心な学校給食を児童生徒及び園児に提供することができました。

町内全域の小中学校において、学校の設置者が実施する学校給食へ移行したことから、学校給食に係る会計がすべて町の一般会計の中で行われるようになりました。このことによって学校給食事務を教育委員会事務局で処理することとなり、各学校の事務の負担軽減にもつながっています。しかし一方で教育委員会事務局職員の負担が増加していますので職員体制等の見直しも必要と考えます。

## 12) 青少年教育、女性教育及び公民館の事業その他社会教育に関すること

#### 【実績】

##### 青少年の学習活動と社会的自立を支援する取組

地域のリーダー養成を目的として、小学5、6年生を対象としたインリーダー研修、中学生から高校生を対象としたジュニアリーダー研修、小学生を対象とした自然体験塾、町内児童を対象にこどもふれあいまつりを開催しました。

また、姉妹都市であるアメリカ合衆国ウイノナ市との中高生の相互派遣事業を通して国際交流の推進を、中学生の長崎市への派遣事業を通して平和学習を推進しました。

##### 地域の教育力を向上させるための取組

平成29年度から、地域学校協働活動推進事業として県の補助事業となりましたが、前年度と同様に、協働教育(家庭・学校・地域連携)推進事業を実施しました。内容は未就学児とその家族を対象に実施した家庭教育支援教室、小学校区

ごとに子どもの体験活動や世代間交流を行う各種事業の実施です。

また、美里町青少年健全育成町民会議の事業として、青少年健全育成常掲標語の募集、「早寝、早起き、朝ごはん運動」の推進、非行防止パトロール等を実施しました。また、スマホやケータイ等のネットトラブルから子どもたちを守るための講演会を開催しました。

生涯学習に関すること及びコミュニティセンターに関することは、町長が管理し、及び執行する事務であることから、教育委員会の点検・評価の対象から除外しました。

#### 【点検・評価】

総合計画で設定した指標の目標値に対する到達度は次のとおりです。

青少年を対象にした各種教室・講座の参加者の満足度

目標値 87%      実績98%（平成28年度の実績は99%）

青少年健全育成指導者等の人数

目標値 43人      実績39人（平成28年度の実績は39人）

#### 13) スポーツに関すること

町長が管理し、及び執行する事務であることから、教育委員会の点検・評価の対象から除外しました。

#### 14) 文化財の保護に関すること

##### 【実績】

文化財を保存し継承するための対策として、次の取組を行ってきました。

- ・文化財保護法に基づき、谷陽院遺跡及び小町井遺跡、十王山遺跡において、埋蔵文化財発掘調査を実施しました。
- ・台風被害を受けた倒壊した文化財標柱（彫堂遺跡、朝日壇の板碑）を再設置しました。また文化財標識板（後藤の朱槍）を設置しました。
- ・関根神楽保存会と不動堂神楽保存会の活動を支援しました。
- ・町の指定無形民俗文化財である関根神楽を、関根鹿島神社に継続して奉納しました。また北浦コミュニティセンターサークル発表会、北浦まつり、山神社遷座100周年記念祭、老人クラブ芸能大会、おんべこデイサービスセンターまつりなどでも上演しました。

- ・町が所有する美里町指定有形文化財「後藤の朱槍」について、近代文学館2階に専用の展示保存ケースを設置し、展示保存のための環境を整備しました。
- ・美里町郷土資料館を8月5日に開館し、所蔵資料の活用に努めました。夏と秋に企画展を実施し、一般開放期間を設けました。またその間は体験講座として「段ボール兜をつくろう！」を実施しました。さらに、その他の期間中は随時来館者を受け入れ、町内小学校4校が来館しました。
- ・指定文化財候補「十王山の槻ノ木」が所在する土地について、町への寄贈の申出がなされたことから、防災管財課と調整を図りました。
- ・宮城県内で発掘調査された遺跡を紹介する「宮城の発掘調査パネル展」を実施しました。また北部管内文化財担当者会議で作成した民俗文化財を紹介するパネルの「巡回展」を行いました。
- ・青生小学校及び本小牛田コミュニティセンター、中埜小学校において、文化財出前講座を実施しました。また文化財講座として、「齊藤報恩農業記念館と宮沢賢治」を実施し、郷土の歴史についての理解を深めました。
- ・各史跡指定地や史跡公園の適切な維持管理を行いました。国指定史跡山前遺跡公園では法面補修と植栽剪定を追加で実施しました。不動堂史跡公園では屋外トイレのドア補修を行いました。
- ・国指定史跡山前遺跡ほか5遺跡について、文化財パトロールを実施し、宮城県教育委員会に報告しました。

#### 【点検・評価】

これまで所蔵庫等に眠っていた多くの郷土資料について、郷土資料館で公開・活用できるようになったことは、一定の成果であったと考えています。今後は町の文化財保護に関する考え方の整理や郷土資料館の運営方針などの策定を行いつつ、さらなる郷土資料の活用を目指します。

### 15) ユネスコ活動に関すること

#### 【実績】

ユネスコ活動に直接的に関わる活動は実施していません。そうした中で町内の民間団体である美里町国際交流協会と美里町が毎年度行っている、アメリカ合衆国ウイノナ市との国際交流に積極的に参加・協力いたしました。

#### 【点検・評価】

今後もアメリカ合衆国ウイノナ市との国際交流に積極的に参加・協力していきます。

しかし、現在においては、町内でユネスコ活動に直接的に関わる機会がありません。教育委員会としては、今後町内の青少年がユネスコ活動に参加できる機会を設けていかなければならないと考えています。

#### 16) 教育に関する法人に関すること

都道府県教育委員会のみが行う事務であるため、市町村教育委員会においては点検・評価の対象といたしません。

#### 17) 教育に係る調査及び基幹統計その他の統計に関すること

##### 【実績】

教育委員会が事務執行の上で独自に実施した調査はありません。

教育関係の基幹調査である学校基本調査、学校保健統計、学校教員統計、社会教育調査については統計法の規定に基づき、前年度までと同様に実施いたしました。

##### 【点検・評価】

市町村教育委員会として必要な調査を実施してきました。

しかし、各種調査の結果を町内の教育政策に反映、活用することは行っていません。各種調査を実施するだけでなく、調査結果を政策に反映させるなどの活用が今後の課題です。

#### 18) 所管事務に関する広報及び所管事務に係る教育行政に関する相談に関すること

##### 【実績】

広報活動については、前年度までと同様に、毎月1回発行する町の広報紙と町の公式ホームページを主な媒体にして実施してきました。また、平成29年度には、「中学校の再編整備の具体化に向けて(美里町新中学校整備計画)(案)」をまとめたことから、その周知を図るため具体化(案)の概要版を全戸配布し、その後保護者、住民との意見交換会を開催するなど、広報・周知に努めました。

教育行政に関する相談については、教育委員会事務局(教育総務課)が窓口となり常に町民の相談に対応しています。

##### 【点検・評価】

教育委員会として必要な広報、広聴活動に努めてきましたが、これで十分ということではありません。周知の方法を十分に検討し、計画的に広報、広聴活動を行うことが必要です。教育行政に関する相談体制については、教育総務課が窓口となって相談に応じていますが、その対応記録が残っていません。今後は相談体制の整備と対応記録の保存等について改善する必要があります。

#### 19) 前各号に掲げるもののほか、当該地方公共団体内における教育に関する事務に関すること

平成27年度に設置された総合教育会議において、平成29年度の実施状況を点検・評価します。

また、教育委員会委員(以下「教育委員」という。)の活動は会議における審議等が主な活動ですが、その他においても学校行事への出席などの活動もあります。教育委員が教育委員会の会議のほかに、どのような活動に参加・出席してきたか、平成29年度の活動状況を見ていくことといたします。

### 総合教育会議について

#### 【実績】

総合教育会議は、町長と教育委員会との間で、「教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策」と「児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置」について協議並びに事務の調整を行う会議です。

平成29年度においては1回の会議を開催しました。

第1回会議 平成29年6月2日(金)午後1時00分～午後1時55分

出席者:町長、教育委員5人

協議事項(1)中学校の再編整備について

#### 【点検・評価】

教育委員会がまとめた「中学校の再編整備の具体化に向けて(美里町新中学校整備計画)(案)」について、協議並びに調整を行いました。その結果として具体化(案)を美里町議会全員協議会で説明し、保護者や住民との意見交換会を開催することができましたので、一定の成果を得たと考えます。

### 教育委員のその他の活動について

教育委員会の定例会及び臨時会の会議に出席するほか、教育委員は次のような活動に参加・出席しました。

#### 【その他の活動】

学校行事等への出席

・小学校入学式

開催日:平成29年 4月10日 委員長、委員、教育長が各校に分かれて出席

・中学校入学式

開催日:平成29年 4月10日 委員長、委員、教育長が各校に分かれて出席

・幼稚園入園式

開催日:平成29年 4月11日 委員長、委員、教育長が各園に分かれて出席

- ・小学校運動会  
開催日:平成29年5月20日・27日 委員長、委員、教育長が各校に分かれて出席
- ・遠田郡中学校総合体育大会  
開催日:平成29年 6月 3日 委員長、委員、教育長が各会場に分かれて出席
- ・中学校運動会  
開催日:平成29年9月2日 委員長、委員、教育長が各校に分かれて出席
- ・美里町敬老会  
開催日:平成29年9月16日 委員長、委員、教育長が各校に分かれて出席
- ・幼稚園運動会  
開催日:平成29年9月30日 委員長、委員、教育長が各園に分かれて出席
- ・中学校卒業式  
開催日:平成30年 3月 9日 委員、教育長が各校に分かれて出席
- ・幼稚園卒園式  
開催日:平成30年 3月15日 委員、教育長が各園に分かれて出席
- ・小学校卒業式  
開催日:平成30年 3月16日 委員、教育長が各校に分かれて出席
- 各種会議、研修会への参加
- ・教職員宣誓式  
開催日:平成29年 4月 5日 参加者:委員長、委員3人、教育長
- ・大崎市立古川東中学校視察研修  
開催日:平成29年 7月 6日 参加者:委員長、委員3人、教育長
- ・宮城県教育委員会・市町村教育委員会教育懇話会  
開催日:平成29年 8月29日 参加者:委員長、教育長
- ・石巻市立渡波中学校視察研修  
開催日:平成29年10月30日 参加者:委員長、委員3人、教育長
- ・宮城県教育委員会・市町村教育委員会教育懇話会  
開催日:平成29年11月 9日 参加者:委員長、教育長
- ・宮城県市町村教育委員・教育長研修会  
開催日:平成30年 1月31日 参加者:委員長、教育長
- 総合教育会議への出席  
総合教育会議は、平成29年6月2日に回開催された。委員長、委員3人、教育長が出席した。
- 中学校の再編整備に向けた住民との意見交換会への出席  
平成29年7月8日から7月16日までの期間において町内8会場で開催し、委員長、委員、教育長が出席した。
- 中学校の再編整備に向けた保護者との意見交換会への出席

平成29年6月20日から7月6日まで各学校等を会場に計12回開催し、委員長、委員、教育長が出席した。

#### 【点検・評価】

教育委員は、定例会又は臨時会の会議だけではなく、上述したようにその他多くの活動に参加・出席しています。平成29年度は6月から7月にかけて、中学校再編に関する保護者や住民を対象にした意見交換会を開催したことから、昨年度同様に活動回数が多くなりました。事務局職員だけでなく、教育委員においても住民や保護者と直接、意見交換を行うことは非常に大事なことです。

### 法令点検

地教行法第21条で規定する教育委員会が管理及び執行する事務について、それぞれに関係する法令が順守されているか、別冊資料の法令チェックシート(以下「チェックシート」という。)で点検しました。

点検の結果については、チェックシートの右の点検欄に、順守されているものには「○」、順守されていないものには「×」、順守しているものの今後改善が必要なものには「△」、点検の対象外のものには「外」と記述しました。

点検結果が「×」であったもの、又は「△」であったものについて、今後の改善策などを検討します。

#### 点検結果が「×」であったもの

地方公共団体の事務 …… 別冊資料48ページ  
(文化財保護法)

第百八十二条 地方公共団体は、文化財の管理、修理、復旧、公開その他その保存及び活用に要する経費につき補助することができる。

2 地方公共団体は、条例の定めるところにより、重要文化財、重要無形文化財、重要有形民俗文化財、重要無形民俗文化財及び史跡名勝天然記念物以外の文化財で当該地方公共団体の区域内に存するもののうち重要なものを指定して、その保存及び活用のため必要な措置を講ずることができる。

3 前項に規定する条例の制定若しくはその改廃又は同項に規定する文化財の指定若しくはその解除を行った場合には、教育委員会は、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を報告しなければならない。

#### 【実施状況】

平成29年度の点検・評価(対象年度平成28年度)において、平成28年7月1日に町の有形文化財に指定した「後藤の朱槍」について文化庁長官に報告していないこと

が課題となりました。早急に報告の手続きを行うことを改善策としましたが、その後も報告が行われていませんでした。

【改善策】

平成30年6月1日に報告を行いました。

今後このような報告の漏れが無いように、職員に対して徹底していきます。

## 点検結果が「 」であったもの

財産の管理及び運用 …… 別冊資料8ページ

(地方財政法)

第八条 地方公共団体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならない。

【実施状況】

平成29年度の点検・評価(対象年度平成28年度)において、中埴小学校の学校プールが、現在の校舎がある学校敷地とは別の敷地にあり、管理上良好な状態でないことが課題となりました。また、経年劣化が進んでいたこともあり、平成29年度においては、中埴小学校の学校プールを使用せず、北浦小学校の学校プールを北浦小学校と中埴小学校とで共用することで改善を図りました。児童の移動についてもバスで送迎することとしました

現在、旧中埴小学校敷地は教育委員会で定期的な除草等の管理を行っていますが、敷地内にはまだ学校プール及び旧給食棟が残っており処分が必要です。

【改善策】

旧中埴小学校敷地内に残っている学校プール及び旧給食棟を解体撤去した後に用途廃止を行い、敷地を普通財産として町長に引き渡すように進めていきます。

指導主事その他の職員 …… 別冊資料10ページ

(地教行法)

第十八条 都道府県に置かれる教育委員会(以下「都道府県委員会」という。)の事務局に、指導主事、事務職員及び技術職員を置くほか、所要の職員を置く。

2 市町村に置かれる教育委員会(以下「市町村委員会」という。)の事務局に、前項の規定に準じて指導主事その他の職員を置く。

【実施状況】

指導主事の配置については第2項で「前項の規定に準じて」とされていることから、必置義務規定ではなく努力義務規定と解釈され、これまで指導主事を配置しておりません。

【改善策】

本町においては週35時間勤務の非常勤ですが、教育委員会に学校教育専門指導員を専従で配置し、各学校に対して指導を行っています。

また、学力向上に関する対策としては、学力向上支援員を全ての小中学校に配置し、主に算数・数学の基礎学力の向上に努めています。

しかし、これで十分という状況ではありませんので、学校における指導体制を一層強化する方法として、指導主事の配置についても検討していきます。

教育機関の職員・図書館の職員 …… 別冊資料11～12ページ

(地教行法)

第三十一条 前条に規定する学校に、法律で定めるところにより、学長、校長、園長、教員、事務職員、技術職員その他の所要の職員を置く。

2 前条に規定する学校以外の教育機関に、法律又は条例で定めるところにより、事務職員、技術職員その他の所要の職員を置く。

3 前二項に規定する職員の定数は、この法律に特別の定がある場合を除き、当該地方公共団体の条例で定めなければならない。ただし、臨時又は非常勤の職員については、この限りでない。

【実施状況】

学校以外の教育機関である美里町近代文学館、美里町学校給食施設、美里町小牛田図書館、美里町南郷図書館に所要の職員を置いています。しかし、図書館司書の資格を有する職員のうち1人を除いては非常勤職員です。

【改善策】

前回の点検・評価からの課題ではありますが、改善策を講ずることは非常に難しい状況です。しかし、教育機関の職員のうち非常勤職員が多くを占めている現状については改善していかなければなりません。

学校給食に供する食物の栄養内容 …… 別冊資料45ページ

(学校給食実施基準)

第四条 学校給食に供する食物の栄養内容の基準は、別表に掲げる児童又は生徒一人一回当たりの学校給食摂取基準とする。

【実施状況】

学校給食実施基準第四条及び別表の学校給食摂取基準に基づき、各学校に配置されている栄養士が献立を作成し学校給食を提供しています。

平成30年11月、県内の一部の市立小中学校で提供されている学校給食が学校給食摂取基準に達していないことが報道され問題となっています。

【改善策】

本町の小中学校で提供している学校給食が学校給食摂取基準と比較してどのような状況かについては現在調査中です。今後、調査結果を踏まえて対応策を検討していきます。

社会教育 …… 別冊資料47ページ

(教育基本法)

第十二条 個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。

2 国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、

学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。

【実施状況】

これまでも社会教育を奨励しその振興に努めてきましたが、社会教育計画が策定されておらず、計画的な取組が行われていません。

【改善策】

社会教育計画を策定し、社会教育の計画的な振興につなげていきます。

### (3) 総合計画を推進するための取組

総合計画の第1章に、「生涯を通して学び楽しむまちづくり」として教育政策が掲げられています。平成29年度に教育委員会が取り組んできた総合計画を推進するための取組の状況を政策別にまとめます。また、総合計画で設定した指標の目標値に対する到達度についても点検・評価いたします。

「社会体育の振興」及び「文化・芸術の振興」の政策は、町長が管理執行する事務とされていることから、教育委員会の点検・評価からを除いております。

#### 政策1 社会教育の充実

##### 【目的と取組の方向性】

住民一人一人が学ぶ喜びと尊さを知り、それぞれのライフステージに合った主体的な学習活動を継続的に展開できるように支援していきます。(総合計画)

##### 【実績】

##### 図書館の利用状況

平成29年度

登録者数:12,685人 年間利用者数(延べ):37,005人

貸出冊数(延べ):157,895冊 町民一人当たりの貸出冊数:6.4冊

(参考:平成28年度)

登録者数:12,295人 年間利用者数(延べ):39,716人

貸出冊数(延べ):175,231冊 町民一人当たりの貸出冊数:6.4冊

##### 【点検・評価】

総合計画で設定した指標の目標値に対する到達度は次のとおりです。

図書館における町民一人当たりの年間図書貸出冊数

目標値 6.8冊 実績 6.4冊 (平成28年度の実績は7.0冊)

##### (目標値達成に向けて)

目標値に達していない「図書館における町民一人当たりの年間図書貸出冊数」については、比較的利用の少ない若い年齢層(18歳~25歳)の利用者を増やすことに心がけて蔵書を整備していくこと、また、図書館の企画事業を充実させることによって利用者の拡大を図ることによって、図書貸し出し数の増加を目指します。

## 政策2 学校教育の充実

### 【目的と取組の方向性】

小学校及び中学校においては、「知育・徳育・体育」を重視し、基礎学力の定着を図るための教育、一人一人の個性を尊重した人間性豊かな教育及び地域と共に歩む学校づくりに重点的に取り組めます。

就学前の子どもたちは、保育所、幼稚園及び家庭とそれぞれ異なる環境の中で幼児期を過ごしています。すべての子どもたちがすくすくと成長できるよう保育及び幼児教育の環境整備を総合的に進めていきます。(総合計画)

### 【実績】

#### 基礎的学力の向上を図るための取組

基礎的学力の向上に向けた取組については、前年度までと同様に、教育委員会事務局に学校教育専門指導員一人を配置したほか、これまで6人だった学力向上支援員を9人に増員し、各小中学校に1人ずつ配置いたしました。また、夏季及び冬季の長期休業等に、希望する中学生を対象にした学び支援コーディネーター等配置事業(複数の相談員等による個別指導学習)を企画・運営するなどの取組から、基礎的学力を向上させるための取組を行ってきました。

#### 計画的な施設整備のための取組 (再掲)

平成29年度には、校舎その他施設の整備として主に次のものを実施しました。

- (ア) 中埴小学校電気設備更新工事
- (イ) 南郷小学校電気設備更新工事
- (ウ) 小牛田小学校サブプール改修工事
- (エ) 青生小学校受水槽等改修工事
- (オ) 小牛田中学校屋内消火栓更新工事
- (カ) 小牛田中学校ほか防犯灯設置工事
- (キ) 中学校防犯カメラ設置工事
- (ク) 不動堂中学校体育館照明灯交換工事
- (ケ) 近代文学館正面玄関等改修工事

また、教育委員会では、経年劣化が進む学校施設等の長寿命化を図るため、平成29年度に「美里町学校施設長寿命化計画」を策定しました。

#### 地域に開かれた学校づくりのための取組

地域に開かれた学校づくりを進めるために、住民の協力を得て、各幼稚園及び各小中学校に学校評議員(規則第24条、美里町立学校の学校評議員の設置に関する要綱)を配置いたしました。評議員は、校長(園長)の推薦に基づき、小中学校で28人、幼稚園で12人を教育委員会からそれぞれ委嘱いたしました。

#### 安全・安心を確保するための取組

町内の各幼稚園及び各小中学校において、昨年度と同様にスクールバスを運行しました。また、朝夕の登下校時における通学路では、地域住民によって街頭指導（見守り）を実施していただきました。

ふどうどう幼稚園の園児が不動堂中学校と連携して水害時の避難訓練を実施しました。訓練では中学生が園児の手を引いて誘導し校舎の2～3階へ避難しました。また、南郷中学校区では、小中学校及び幼稚園が連携し、一斉の引き渡し訓練を行いました。

#### 学校給食を充実するための取組（再掲）

平成27年度までは、南郷地域の各小中学校及び幼稚園では学校の設置者が実施する学校給食によって、小牛田地域の各小中学校では各学校長が実施する学校給食によって学校給食を提供してきました。

平成28年度からは、小牛田地域の各小中学校においても南郷地域と同様に、学校の設置者が実施する学校給食へ移行しました。

平成29年度から南郷学校給食センターの調理業務等の一部について、民間事業者に委託して実施しました。また、小牛田地域の幼稚園ではこれまでミルクのみの給食でしたが、平成29年8月から、民間事業者の調理した弁当給食に変更しました。

#### 就学前教育を充実するための取組

教育委員会では、前年度までと同様に、3園の幼稚園において就学前の子どもたちの幼児教育に取り組んできました。

幼稚園における「預かり保育」については、年々その需要が高まっていますが、希望者全てを受け入れることができました。

#### 【点検・評価】

総合計画で設定した指標の目標値は、平成32年度において小学生は県平均正答率に対してプラス1ポイント、中学生はプラス0.5ポイントです。この目標値に対する到達度は次のとおりです。

#### 全国学力・学習状況調査の県平均正答率との差

実績 小学生： 県平均に対し3.8ポイント下回る。

中学生： 県平均に対し1.8ポイント下回る。

#### (参考)平成28年度実績

小学生： 県平均に対し4.8ポイント下回る。

中学生： 県平均に対し4.1ポイント下回る。

CRT(目標基準準拠検査)での下位群(評定1)出現率(%) 全小学校平均

平成28年度(算数)		平成29年度(算数)	
4学年	24%	4学年	25%
5学年	25%	5学年	22%
6学年	23%	6学年	19%

学校評議委員会の開催回数

目標値 3回

実績 小学校1校では1回のみで開催でしたが、それ以外の小中学校及び幼稚園では全て2回の開催となりました。

児童生徒の朝食の摂取率(「学習・生活習慣調査」から)

目標値 100% 実績 小学生:98.4%

中学生:91.2%

預かり保育の待機園児数

目標値 0人 実績 0人

(目標値達成に向けて)

「全国学力・学習状況調査の県平均正答率」は、平成32年度において小学生は県平均正答率に対してプラス1ポイント、中学生はプラス0.5ポイント上回ることを目標としましたが、目標を大きく下回ってしまいました。しかし前年度と比較すると改善の傾向が見られます。また、小学校4～6年生が実施したCRT(目標基準準拠検査)では、学力向上支援員が主に指導している算数の結果で、下位群(評定1)出現率(%)が平成28年度と比較して減少しています。学力向上支援員を全小中学校に1人配置した効果が表れていると考えます。今後も児童生徒の基礎学力の習得を図り、全国学力・学習状況調査の正答率のアップにつなげていきます。

「学校評議委員会の開催回数」は3回を目標としましたが、小学校1校では1回、その他の全ての小中学校及び幼稚園では2回の開催となっています。各校における会議の回数を増やし、学校評議員から意見を聴く機会を多く設けることから、学校評議員の意見を学校運営に活かしていくことといたします。

「児童生徒の朝食の摂取率」については、授業参観などの機会を利用して保護者に直接働きかけること、学校だよりや給食だよりなどのプリントで家庭に働きかけるなど、学校からの働きかけを繰り返し行っていきます。

### 政策3 青少年の健全育成

一人一人が青少年期において学校、家庭、地域社会等の中で必要な社会性を身に着け、また、行動力と向上心、更には郷土愛に満ちた大人として成長できるよう 青

少年の健全育成に取り組んでいきます。(総合計画)

【実績】

青少年の学習活動と社会的自立を支援する取組(再掲)

地域のリーダー養成を目的として、小学5、6年生を対象としたインリーダー研修、中学生から高校生を対象としたジュニアリーダー研修、小学生を対象とした自然体験塾、町内児童を対象にこどもふれあいまつりを開催しました。

また、姉妹都市であるアメリカ合衆国ウイノナ市との中高生の相互派遣事業を通して国際交流の推進を、中学生の長崎市への派遣事業を通して平和学習を推進しました。

地域の教育力を向上させるための取組(再掲)

平成29年度から、地域学校協働活動推進事業として県の補助事業となりましたが、前年度と同様に、協働教育(家庭・学校・地域連携)推進事業を実施しました。内容は未就学児とその家族を対象に実施した家庭教育支援教室、小学校区ごとに子どもの体験活動や世代間交流を行う各種事業の実施です。

また、美里町青少年健全育成町民会議の事業として、青少年健全育成常掲標語の募集、「早寝、早起き、朝ごはん運動」の推進、非行防止パトロール等を実施しました。また、スマホやケータイ等のネットトラブルから子どもたちを守るための講演会を開催しました。

【点検・評価】

総合計画で設定した指標の目標値に対する到達度は次のとおりです。

青少年を対象にした各種教室・講座の参加者の満足度

目標値 87% 実績98% (平成28年度の実績は99%)

#### 政策4 伝統文化・文化財の継承

【目的と取組の方向性】

先人から伝承されてきた伝統文化と文化財を次の世代に確実に大切継承するとともに、これらの歴史資料を活用した郷土学習を展開します。また、住民が日常的に郷土の歴史を学べる環境を整備します。(総合計画)

【実績】(再掲)

文化財を保存し継承するための対策として、次の取組を行ってきました。

・文化財保護法に基づき、谷陽院遺跡及び小町井遺跡、十王山遺跡において、埋蔵文化財発掘調査を実施しました。

- ・台風被害を受けた倒壊した文化財標柱(彫堂遺跡、朝日壇の板碑)を再設置しました。また文化財標識板(後藤の朱槍)を設置しました。
- ・関根神楽保存会と不動堂神楽保存会の活動を支援しました。
- ・町の指定無形民俗文化財である関根神楽を、関根鹿島神社に継続して奉納しました。また北浦コミュニティセンターサークル発表会、北浦まつり、山神社遷座100周年記念祭、老人クラブ芸能大会、おんべこデイサービスセンターまつりなどでも上演しました。
- ・町が所有する美里町指定有形文化財「後藤の朱槍」について、近代文学館2階に専用の展示保存ケースを設置し、展示保存のための環境を整備しました。
- ・美里町郷土資料館を8月5日に開館し、所蔵資料の活用に努めました。夏と秋に企画展を実施し、一般開放期間を設けました。またその間は体験講座として「段ボール兜をつくろう!」を実施しました。さらに、その他の期間中は随時来館者を受け入れ、町内小学校4校が来館しました。
- ・指定文化財候補「十王山の槻ノ木」が所在する土地について、町への寄贈の申出がなされたことから、防災管財課と調整を図りました。
- ・宮城県内で発掘調査された遺跡を紹介する「宮城の発掘調査パネル展」を実施しました。また北部管内文化財担当者会議で作成した民俗文化財を紹介するパネルの「巡回展」を行いました。
- ・青生小学校及び本小牛田コミュニティセンター、中埜小学校において、文化財出前講座を実施しました。また文化財講座として、「齊藤報恩農業記念館と宮沢賢治」を実施し、郷土の歴史についての理解を深めました。
- ・各史跡指定地や史跡公園の適切な維持管理を行いました。国指定史跡山前遺跡公園では法面補修と植栽剪定を追加で実施しました。不動堂史跡公園では屋外トイレのドア補修を行いました。
- ・国指定史跡山前遺跡ほか5遺跡について、文化財パトロールを実施し、宮城県教育委員会に報告しました。

#### 【点検・評価】(再掲)

これまで所蔵庫等に眠っていた多くの郷土資料について、郷土資料館で公開・活用できるようになったことは、一定の成果であったと考えています。今後は町の文化財保護に関する考え方の整理や郷土資料館の運営方針などの策定を行いつつ、さらなる郷土資料の活用を目指します。

## 評価委員会からの意見

### 美里町教育委員会評価委員会委員

氏名	経歴等	行政区	備考
齋藤 寧	元美里町立青生小学校長	牛飼2区	会長
邊見 俊三	元宮城県立古川養護学校長	二又	
新田 耕一	元美里町立南郷小学校PTA会長	下二郷1	

任期：平成29年4月1日～平成31年3月31日

## 1 点検・評価の対象と方法について

### (1) 点検・評価の対象

広範囲にわたる教育委員会の権限に属する事務を網羅するため、「教育委員会の意思決定の事務」「法制上規定された事務」「町の総合計画に位置付けられている教育政策推進の事務」の三つの項目を点検・評価の対象としたことは適切と考える。

地教行法第21条に規定された教育に関する事務を教育委員会がどのように処理しているか、一つひとつの項目を点検・評価することは対象として妥当と考える。

「総合計画」の下に教育委員会が取り組んでいる、特に「生涯を通して学び楽しむまちづくり」としての教育政策をどのように推進しているかを検証するためにも、これらについて点検・評価することは妥当であると考えられる。

### (2) 点検・評価の方法

点検・評価報告書の作成の経過・作成作業の流れと教育委員会と評価委員会との関係を明確に表していることは有効である。

具体的な点検・評価の作業に、前年度に実施した点検・評価によって発見された改善点、また改善すべき課題がその後どのように改善されているか、その状況を明示していることは点検・評価の観点から有効である。なお、改善状況の項目の中には、「改善されていない」項目が7項目にわたってあるため今後も改善できるよう要望する。

教育委員会が管理運営及び執行する事務について関係法令が順守されてい

るかをチェックシートを活用し点検することは有意義な取り組みと考える。点検・評価報告書の作成の手順が分かりやすい。

各施策の目標に対して具体的に取り組み状況及び成果と課題を明らかにしており、次年度の取り組みも示されており理解しやすい。なお、長期的に取り組む事業について段階的に改善策を記述してもよい。

現状把握のための十分なデータや資料の収集が行われているが、項目によっては分析を深めてもよい。

## 2 点検・評価の結果について

### 総合的な意見

各事業の「実績」「点検・評価」の欄はデータを基に実施状況が分かりやすく記述されており、解決まで至らない項目は改善の方向性が示されている。

法令をしっかりと順守し、丁寧に事務処理などが行われているが、次年度に改善点をしっかりと修正する意味でも、時間的に余裕を持つためにも評価委員会の開催はもう少し早い時期が良いのではないか。

昨年度の反省点も改善されつつあり、特に学力が向上傾向にあるのは、教育委員会全体の努力の結果と思われる。今後も学校や地域住民のみなさんとも協力しながら子どもたちの安全・安心、学力向上に努めるよう望みます

### 教育委員会の会議運営、教育委員の活動状況について

教育委員の事業への参加は多岐に亘っておりご努力に敬意を表しますが、更に学校訪問を通して児童・生徒の授業の様子をはじめ学校現場の取り組み状況及び課題等を明らかにし、学校教育、社会教育、教育行政の各施策に反映されることを期待する。

教育委員会における委員の発言回数が多く、積極的に取り組んでいるものと思われる。

### 財産管理について

北浦小と中塚小のプール供用については一層の改善が必要である。また、旧中塚小学校敷地の将来の活用についても、町として「町民が活用できるような方法」を考えていただくよう要望する。

旧中塚小学校敷地内のプールや給食棟など、無人の施設は早めに解体撤去して安全を確保する必要があると思われる。

### **学力向上のための施策について**

学力向上支援員を各校に配置したことで、学力向上につながっている。学校現場としてもどんなにか心強く感じているものと考えられる。支援員の各校への配置を今後も継続するよう要望する。

学力向上支援員の増員や学び支援事業などにより小・中学生の基礎的学力が徐々に向上しているが、学習環境に関する調査分析及び遅れがちな児童・生徒への指導形態の改善を図ることが求められる。また、児童・生徒の興味・関心を引き出し、学習意欲を高め学ぶ楽しさが分かる授業形態の工夫を図るなど積極的な取り組みで更なる学力の向上が期待される。

全国学力学習状況調査の1年後の追跡調査ができたのはこれまでにない新たな取り組みで、子どもたちのその後の学力を把握する意味でも効果的で評価できる。この調査の結果、学力が向上していることがよくわかり、学力向上支援員の指導がよく行き届いているのがわかる。今後もしっかり取り組んでほしい。

### **不登校対策、いじめ防止対策について**

スクール・カウンセラー、スクール・ソーシャル・ワーカー、青少年教育相談員の配置、「はなみずき教室」の開設など教育相談体制の充実が図られており、心のケアの支援をはじめ不登校や問題行動などの未然防止や解消に向けた取り組みが行われており高く評価できる。今後とも関係機関や保護者との連携を密に図りながら進めてほしい。

不登校児童・生徒に丁寧に対応して、ひきこもりにならないよう努力している姿勢が伺え評価できる。今後も継続してほしい。

### **施設整備、教具・教材整備について**

施設の経年劣化に対しては、安全確保のためにも壊れてから修繕する「事後保全」ではなく、壊れる前に計画的に修繕を行う「予防保全」をしっかりと行い、子どもたちに事故や怪我がないように配慮してほしい。

### **研修について**

今日的な課題を取り上げた研修事業が実施され、多くの職員が参加し研修の充実が図られているが、研修成果の検証はここ数年の課題になっているので、学校現場の職員の意見などを吸い上げながら検討を望む。

教育機関の職員研修は各研修後の意識調査結果を次回の研修に生かすなど効果的な研修に心掛けているが、研修成果の検証について数年の課題にな

っており検討してほしい。

### **青少年教育等の社会教育について**

「社会教育計画が策定されておらず、計画的、体系的な取組がおこなわれていない。」との実施状況がある。図書館、その他社会教育施設の設置、学校施設の利用、学習の機会及び情報の提供などにより社会教育の振興を図るために、計画策定は早急に行い、町全体の社会教育の向上に努力を要望する。

青少年健全育成町民会議の事業として、スマホやケータイなどのネットトラブルから子どもたちを守るための講演会が実施されるなど今日的な課題に取り組んでいる。スマホ依存やゲームが学力を破壊すると言われているが、スマホを使い過ぎた場合の悪影響(脳の発達、健康面や学習面に影響)が指摘されている。子ども任せのルールに限界があるので課題を把握してPTAなどの協力を得ながら進めてほしい。

### **学校評議員の活用について**

学校評議員会の開催については、回数も大切だが、やはりその持ち方や内容を吟味することで学校現場はもちろん町全体の学校教育の充実につながるものと考え。一層の改善を図り学校現場に生かしてほしい。

学校評議員制度が導入されて久しいが、教育の充実につながっているかどうか。評議員と学校が各々の立場から制度の活用を考え、学校評議員制度がもたらす成果を学校現場に反映されることを期待する。

### **職員の配置について**

青少年教育相談員の配置で不登校児童生徒の解消につながっていること。また、特別支援教育専門員の専従配置の効果があったことなど、学校現場にとっては児童生徒への支援等の向上が図られ、今後も継続した配置を要望する。さらに、非常勤職員の数の増加については引き続き改善できるよう要望する。

一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導が求められている中、特別支援教育専門員や支援員の配置によりLD、ADHDなど発達障害児への学習や生活面での支援が適切に行われている。今後とも保護者へのサポートを含め児童・生徒への手厚い指導を期待する。

非常勤職員数が正規職員数より多く職員構成上バランスに偏りが見られるが、人材育成の視点からも検討する段階にきている。

### **教育に関する相談について**

教育行政相談などの、大切な記録はしっかり保存してほしい。

### **保険、安全等について**

学校生活で最も重要な安全・安心については、全職員に対処、周知等がなされているようだが、マニュアルにない想定外のことも起こりうると思われるので、細かい部分まで指導を行き渡らせ、大きな事故等がないように気をつけてほしい。

### **学校給食について**

平成30年度において県内一部の学校で、学校給食の栄養摂取基準に満たない給食が提供されて問題になっているが、本町においては早急に調査を行い、足りない部分があれば速やかに改善してほしい。

## まとめ

### 1 課題と改善策

-2では、前年度の点検・評価で明らかになった課題について、その改善の状況を確認しました。しかし、その中でも、未だ改善できていない課題が7項目ありました。

初めに、前年度から未解決として積み残されている課題について、改善に向けた今後の取組を検討します。

次に、の「評価委員会からの意見」の中で指摘のあった課題について、改善に向けた今後の取組を検討します。

最後に、前年度から未解決として積み残されている課題、及び評価委員会の「意見」の中で指摘のあった課題のほかに、教育委員会として改善しなければならないと考える改善点を取り上げ、改善に向けた今後の取組を検討します。

#### (1) 未解決となっている前年度の課題と改善策

##### **研修の実施後における成果の検証が十分におこなわれていない。**

平成29年度に教育委員会が実施した研修については、実施後にアンケート調査を実施し、その結果を次回の研修会や事業に生かしているものもありますが、全ての研修会について検証が行われているわけではありませんでした。

受講者のアンケート調査、外部の研修に参加した際の復命書の作成を徹底し、それらを基に研修成果を検証して、次年度以降の研修に反映させていきます。

##### **学校評議員が十分に活用されていない。学校評議員の意見をよく聴くことを重視する。**

小中学校及び幼稚園では、概ね年度初めと年度末に学校評議員会を開催することになっているようです。年3回という目標は、学期ごとの開催を想定したものと考えますが、実際は年2回の定例で開催しているようです。評価委員会からは、回数よりも評議員会の持ち方や内容が重要との意見をいただいています。

学校評議員制度の活用が、学校現場はもちろん、町全体の学校教育の充実につながるような取組を考えなければなりません。学校評議員と学校の各々の立場からこの制度の活用について検討することとします。

##### **点検・評価の結果にデータの図表化を取り入れる。**

教育委員会の会議運営状況集計表や学力向上に係る点検評価の部分に図表を

加えましたが、まだ十分ではありません。次年度の点検・評価においては、事業成果を年度間で比較できるように、図表化に努めます。

#### **非常勤職員の比率が高い幼稚園教諭の人員配置を是正する。**

非常勤職員が多いのは、町全体の問題ではありますが、特に幼稚園においては、雇用の形態(時間帯)が多様化していることから、正規採用の常勤職員ではなく、非正規採用の非常勤職員が多くなってきている事情があります。

そのような中でも、担任教諭などについては正規採用の常勤職員を配置するように努めてまいります。

#### **教育委員会と学校現場の連携強化を図るため、教職員の意見を点検・評価に反映することはできないか。**

平成29年度では教育委員会の点検・評価に現場の教職員の意見を反映させることはできませんでした。

次回の点検・評価では校長会議等で示しながら、教職員の意見・意向を点検・評価に取り入れていきます。

#### **「子どもは家庭でしつけ、学校で学び、地域で見守る」ための保護者と地域への働きかけ、そして学校と家庭の連携を強めるための対策を行う。**

平成29年度において、家庭教育に関する講演会等の取組はできませんでしたが、県家庭教育支援チームに子育てサポーターリーダーを登録しました。

今後は、子育てサポーターリーダーの活動等により、学校と家庭の連携を強めるための取組を進めてまいります。

#### **社会教育の振興につなげるための社会教育振興計画を策定する。**

平成29年度中に策定に着手することはできませんでした。できるだけ早い時期に「社会教育振興計画」を策定し、社会教育の振興につなげていきます。

### **(2) 評価委員会から指摘のあった課題と改善策**

#### **前年度からの課題の改善状況の中に、「改善されていない」項目が7項目にわたってあるため、今後も改善できるよう要望する。**

この点検・評価の目的は、教育委員会が実施する事務の管理及び執行状況において課題を洗い出し、改善していくことが目的ですから、前年度からの課題が引き続き「改善されていない」ことは大変大きな問題であると言えます。

今後は極力翌年度に持ち越さないよう改善に努めてまいります。

**長期的に取り組む事業については、段階的に改善策を記述してもよい。**

課題の内容によっては、改善するまでに長期間取り組む必要がある場合があります。そのような場合には、年次計画を立てて改善策を記述するなど、今後記述の仕方を工夫してまいります

**次年度に改善点をしっかり修正する意味でも、時間的に余裕を持つためにも評価委員会の開催はもう少し早い時期がよいのではないか。**

今回実施した点検・評価の中で一番の反省点は指摘のとおり時期が遅れてしまったことです。次年度に改善策を反映するためにも、もっと早い時期での点検・評価を行います。

**教育委員の事業への参加は多岐に亘っておりご努力に敬意を表しますが、更に学校訪問を通して児童・生徒の授業の様子をはじめ学校現場の取組状況及び課題等を明らかにし、学校教育、社会教育、教育行政の各施策に反映されることを期待する。**

近年は学校再編に関する課題があり、教育委員会の会議や住民との意見交換会等、活動の回数が多くなっています。しかし、指摘のとおり学校現場の取組状況や課題を把握することも、教育委員活動として大変重要なことと考えます。

今後教育委員会で検討し、教育現場の取組状況等を把握する方策について検討してまいります。

**旧中塚小学校敷地内のプールや給食棟など、無人の施設は早めに撤去し安全を確保する必要がある。敷地についても「町民が活用できるような方法」を考えてほしい。**

旧中塚小学校敷地内に残っている、学校プール及び旧給食棟については、なるべく早く解体撤去するように進めてまいります。

また、敷地の活用についても今後検討してまいります。

**施設の経年劣化に対しては、安全確保のためにも壊れてから修繕する「事後保全」ではなく、壊れる前に計画的に修繕を行う「予防保全」をしっかりと行い、子どもたちに事故や怪我がないように配慮してほしい。**

中学校施設については学校再編に合わせた整備を進める必要がありますが、再編するまでの期間においても生徒の学校生活に支障をきたすことの無いよう必要な

修繕等を行ってまいります。

小学校施設については、平成29年度に「美里町学校施設長寿命化計画」を策定しておりますので、指摘のとおり、今後は壊れてから修繕する「事後保全」から壊れる前に修繕する「予防保全」に移行できるよう計画的な施設管理を進めていきます。

**教育行政相談などの、大切な記録はしっかり保存してほしい。**

相談内容、対応記録等を文書で記録し管理・保存します。

**学校生活で最も重要な安全・安心については、全職員に対処、周知等がなされているようだが、マニュアルにない想定外のことも起こりうると思われるので、細かい部分まで指導を行き渡らせ、大きな事故等がないように気をつけてほしい。**

各小中学校においては学校安全計画、各幼稚園においては幼稚園安全計画を策定し、これらの実施に努めています。

引き続き、マニュアルにはないような事件や事故も想定しながら、安全対策に努めてまいります。

**平成30年度において県内一部の学校で、学校給食の栄養摂取基準に満たない給食が提供されて問題になっているが、本町においては早急に調査を行い、足りない部分があれば速やかに改善してほしい。**

本町の学校給食が、国の定める栄養摂取基準に対してどのような値になっているかについては現在調査しているところです。今後は調査結果を踏まえ、町内小中学校の栄養士会と協議しながら、適正な献立の作成に努めてまいります。

### (3) その他、改善すべき課題と改善策

**教育委員会の議事録の公開に遅れが生じている。**

教育委員会の議事録については、必要な事項が記載され、概ね次の定例会で承認を受けているが、ホームページや行政情報コーナーへの公開に関しては遅れが生じていました。

議事録の作成と同様に作業のフローチャートを立てて改善してまいります。

**町の文化財の指定について文化庁へ報告がされていなかった。**

平成29年度の点検・評価（対象年度平成28年度）において、平成28

年7月1日に町の有形文化財に指定した「後藤の朱槍」について文化庁長官に報告していないことが問題点となりました。早急に報告の手続きを行うことを改善策としましたが、報告したのは平成30年6月1日であり、更に遅れを生じてしまいました。

今後このような報告の漏れが無いように、職員に対して法令順守を徹底していきます。

## 2 来年度の点検・評価に向けて

平成30年度の点検・評価(対象年度:平成29年度)も引き続き、教育委員会が所管する事務をできるだけ網羅しようと考え、「教育委員会の活動」、「教育委員会が管理、執行する事務」及び「総合計画を実現するための取組」の3つを対象に点検・評価を行いました。

今回の点検・評価の中で一番の反省点は実施時期が遅れてしまったことです。次年度に改善策を反映するためにも、来年度はもっと早い時期での点検・評価を行います。

また、前年度から引き続き未解決となっている課題が多くありました。この点検・評価の目的は、教育委員会が実施する事務の管理及び執行状況において課題を洗い出し、改善していくことが目的ですから、前年度からの課題が毎年「改善されていない」ことは大変大きな問題であると言えます。中にはすぐには改善できない難しいものもありますが、一つ一つ確実に改善していけるように取り組んでまいります。

平成29年度から、地教行法で規定する「教育委員会が管理及び執行する事務」のうち、本町教育委員会が対象とする項目について、チェックシートを作成して、関係法令が順守されているのか点検作業行っています。評価委員からも分かりやすく有意義な取組であるとの評価を得たことから、今年度も同様にチェックシートを活用して点検作業を行いました。しかし目標としていた町の条例、規則等について法令順守されているかどうかのチェックはできませんでした。

来年度以降の点検・評価においては、こうした町の条例、規則等の点検作業についても、新たに追加して実施できるよう進めてまいります。